

## 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こぶしの会（以下「法人」という。）の定款 第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、定款第8条及び第21条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 役員等が、同日の理事会並びに評議員会にあわせて法人の業務を行った場合は、報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の名を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の名を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 第3者委員には、別表2に定める額を支給する。

6 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び費用弁償額はこれを支払わないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤の役員並びに評議員等に対する報酬は、評議員会において定める別表の額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員等への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6 役員及び評議員等は、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

2 役員及び評議員等がその職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月11日より適用する

この規程は、平成30年6月17日より適用する。

会議参加の交通費 別表1（日額）

名 称	実費弁償費
理事会出席等	3, 000円
評議員会出席等	3, 000円
苦情対応第三者委員	3, 000円

別表2（報酬額）

名 称	報 酬		実費弁償費
	半日	一日	
理事長業務報酬等	5, 000円	10, 000円	実 費
理事及び評議員業務報酬等	5, 000円	10, 000円	実 費
監事監査指導報酬等	5, 000円	10, 000円	実 費
苦情対応第三者委員	5, 000円	10, 000円	実 費

※常勤の理事においては、日額旅費、及び業務に必要な経費を実費弁償する。

評議員、役員、監事の報酬総額は 150 万円を超えない範囲で支給することができる。

別表3（研修等の日額旅費等）

旅 費	宿泊費	報酬	その他の費用
実 費	実 費	3, 000円	実 費

様式1「役員出勤簿」

平成 年度 役員出勤簿

役員名 \_\_\_\_\_

年月日	業務内容	理事長	事務局長	担当
年月日				
年月日				